

第14号議案

ふじみ野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

ふじみ野市国民健康保険条例（平成17年ふじみ野市条例第104号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前に出産した被保険者に係るふじみ野市国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

令和5年2月20日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第23号）の施行に伴い、出産育児一時金の支給額を改定するため、ふじみ野市国民健康保険条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。